## 長崎県推し魚 PR キャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別記「長崎県推し魚 PR キャラクター」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、西九州新幹線(長崎~武雄温泉)開業準備 実行委員会(以下「実行委員会」という。)に属する。

(使用にかかる申請等)

第3条 キャラクターの使用者は実行委員会に対し、使用用途等について WEB 又は電話により届出を行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。但し、長崎県外に在住の個人や長崎県内に事業所や事務 所がない企業や団体が商用目的で使用する場合は、別途協議するものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 キャラクターの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 実行委員会、長崎県又は西九州新幹線の品位を傷つけ、またはキャラクターのイメージを損なうような方法で使用しないこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるような用途で使用しないこと。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与 え、又は与えるおそれのあるような方法で使用しないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者に益する方法で使用しないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 物品等には「©長崎県推し魚」との表記を付すること。ただし、実行委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 使用にかかる物品等の完成品の写真やデータを提出すること。
- (8) その他、実行委員会が不適当と認める方法で使用しないこと。

(使用中止及び削除の要請)

第6条 実行委員会は、キャラクターの使用がこの要領に違反していると認められるときは、使用者等に対し、当該ロゴマーク等の補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等の措置を要請することができる。

(責任の制限)

- 第7条 前条の規定により、キャラクターの補正、使用中止、削除及び使用物件の回収等を行った場合、使用していた者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わない。
- 2 キャラクターの使用者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または 損失を与えた場合でも、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一

切負わない。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱について必要な事項は、実行 委員会が別に定める。

## 附則

この要領は、令和4年6月8日から施行する。

別記「長崎県推し魚 PR キャラクター」



















